

規制	自治体	静岡県	部課	経済産業部 農地利用課
規制の名称				
農地法の手続きに係る地元農業委員への事前説明				
根拠法令				
農地法第3条（農地のままの権利移転） 農地法第4条（自己転用） 農地法第5条（権利移転を伴う転用）				
規制の目的				
農地について、権利移動や転用の規制、利用関係の調整等の措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資することを目的とする。				
規制内容の概要				
<p>農地を農地のまま権利移転する場合には、農地法第3条により農業委員会の許可が必要である。また、農地を農地以外にする場合（転用）には、農地法第4条又は農地法第5条により、県知事（権限移譲済市町）の許可が必要である。</p> <p>農業委員会は、許可権者又は転用要件に準じて意見書を作成する者として、個々の申請の窓口となっている。</p> <p>今回の要望は、窓口等で申請者が行う説明に追加し、<u>地元（担当地区）の委員にも、事前説明を求めている一部農業委員会に対しての意見である。</u></p>				
規制の概念図				
	農地のままの権利移転	転 用		
農地法の根拠	農地法第3条	農地法第4条、農地法第5条		
農業委員会の立場	許可権者	申請窓口（権限移譲済市町は許可権者） 意見書作成		
許可までの流れ ※農地転用は、 3,000㎡未満 ※○が今回の 要望箇所				
主な要件	①農地の全てを耕作 ②必要な農作業に従事 ③ <u>周辺の農地利用に支障がないこと</u>	立地基準（優良農地の確保）と一般基準（他法令の許認可見込、 <u>周辺農地への影響等</u> ）の両方を満たす必要がある		
申請に伴う農業委員への事前説明については、農地法等では明確な規定はない				
<p>※農地法の各種申請を許可するか否か、意見書の内容等は、農業委員会の総会で決まる。総会時の説明は、通常農業委員会事務局職員が行うが、周辺農地への影響や支障等、申請書類だけでは判断が難しい場合は、<u>現場を熟知した地元（担当地区）の委員に、審査の中で意見等を求めることが多いと聞いている。</u></p>				

提案	提案主体	静岡県行政書士会
提案事項		
農地法の手続きに係る地元農業委員への事前説明の撤廃 （伊豆市、伊豆の国市、函南町、吉田町、牧之原市、菊川市）		
提案の具体的内容		
<ul style="list-style-type: none"> 農地法の許可申請を行う際に義務づけられている申請地の地区を担当する農業委員への事前説明を撤廃していただきたい。 農業委員への事前説明は法的根拠がないにも関わらず、県内6市町が申請人（代理人）に義務づけを行っており、地元委員の都合で休日や夜間、また遠方の自宅や現場へ行く場合もあり、一部の県民へ多大な負担が生じている。 		
対応	措置の分類	対応予定
措置の概要（対応案）		
伊豆市	<u>事前説明を撤廃</u> する方向で対応していく。	
伊豆の国市	①農地法の許可申請を提出した旨の申請者（代理人）から担当農業委員・推進委員への事前連絡②現地調査の申請者（代理人）の立会い（任意）の依頼を <u>今後は廃止</u> していく。	
函南町	現在の農業委員会組織では対応を変更しないが、改選後の農業委員会にて <u>変更する予定</u> 。ただし、地元の代表である農業委員が申請内容を把握することは重要と考えるため、現在手法を含め検討していく。	
吉田町	これまでの経緯としては、農業委員会事務局職員では判断しにくい農地法の一般基準に基づく、「周辺の農地への影響の有無」について、地域農業に熟知している担当地区の農業委員に、事前に計画図及び、現地を確認していただき、周辺の農地への影響の有無を判断してもらっていた。しかしながら、 <u>今後については、地元農業委員への事前説明を廃止</u> するよう進めていく。	
牧之原市	<u>事前説明を撤廃</u> する方向で対応していく。	
菊川市	<u>事前説明を撤廃</u> する方向で対応していく。	
まとめ	<p><今後の方向> 一律に地元委員への事前説明を求めることは<u>今後、撤廃、廃止</u>していく方向。 農業委員会は、本来、優良農地を守る立場として、日々業務に取り組んでおり、今後も申請書類（写真や図面）等で、判断が難しいケースについては、許可権者等の判断で、申請者に現場等で説明を求めることがあることは承知願いたい。</p>	